

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の改善策とその試行状況について

国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室 室長 **森田 康夫**
MORITA Yasuo

国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室 主任研究官 **岡野 稔**
OKANO Minoru

国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室 研究官 **田嶋 崇志**
TAJIMA Takashi

1 はじめに

国土交通省直轄工事においては、平成17年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が成立したことを踏まえ、本格的に総合評価落札方式を導入し、現在ではほぼ全ての工事において適用している（図-1）。

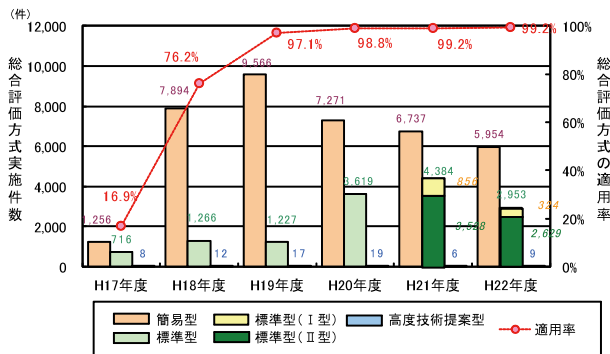


図-1 年度別・総合評価タイプ別実施状況（件数）

この間、さまざまな課題に対して技術的対応を図ってきたものの、現在、競争参加者・発注者の負担増大や総合評価の理念からの乖離といったことが大きな課題となっていることから、今回、基本に立ち返って総合評価落札方式の見直しを行うこととした。

本稿においては、国土交通省直轄工事における平成17年度から平成22年度までの総合評価落札方式実施状況の整理・分析結果より得られた応札者・落札者等に関する主な課題と、昨年度の「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）に

おいて検討された改善案の概要について述べるとともに、今年度、地方整備局等において試行されている改善方式の取り組み状況の速報について述べる。

2 総合評価落札方式の課題と改善案の概要

2.1 総合評価落札方式の適用上の課題

(1) 応札者の状況

総合評価落札方式の実施件数の変化が、入札参加者に与える影響を見るため、総合評価タイプ別に1工事あたりの平均入札参加者数を整理し結果を図-2に示す。WTO（標準型）以外は、毎年度5～10者と大きな変化は見られないが、WTO（標準型）においては、平成20年度（10.8者）に対し平成22年度（20.9者）は約2倍の入札参加者数に増加している。

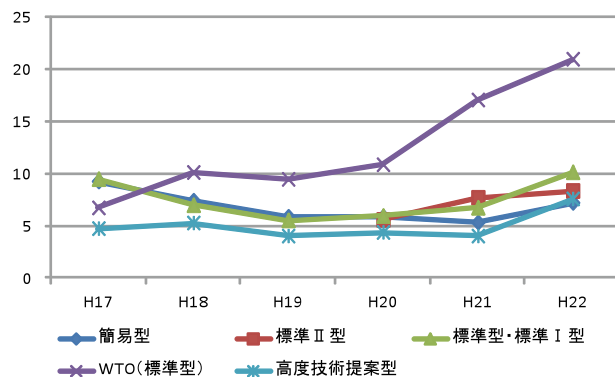


図-2 1工事あたりの平均入札参加者数

(2) 有効入札参加者における技術点取得状況

総合評価落札方式による品質確保・向上の視点か



ら、有効入札参加者における技術点の取得状況を整理し、技術評価点一位と二位の得点差を図-3に、1工事あたりに占める技術提案満点者の割合を図-4に示す。技術評価点一位と二位の得点差を見ると、特にWTO（標準型）、簡易型では平成19年度以降、縮小傾向となっており、平成22年度にはWTO（標準型）2.6点、簡易型3.8点と他のタイプと比較して著しく小さくなっている。また、1工事あたりに占める技術提案満点者の割合を見ると、簡易型では平成20年度以降、満点者の割合が増加し、平成22年度には約6割となっている。

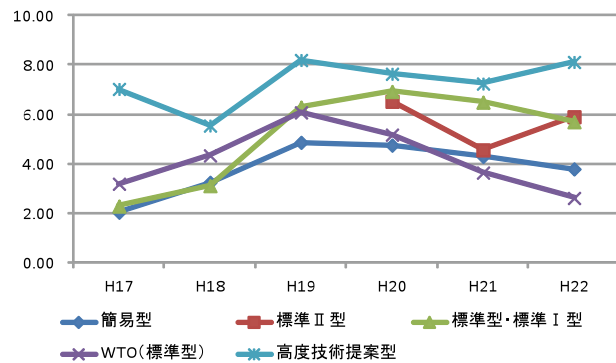


図-3 技術評価点一位と二位の得点差

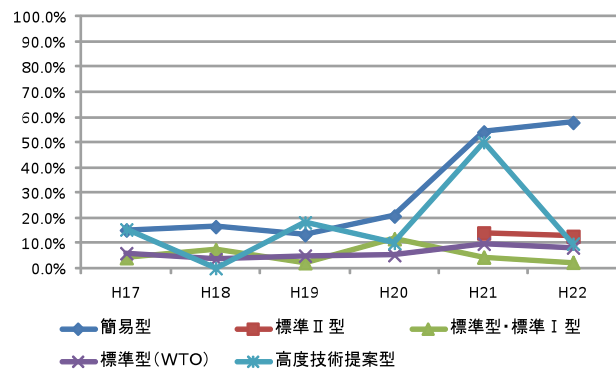


図-4 1工事あたりの有効入札参加者に占める技術提案満点者の割合

(3) 落札者の状況

有効入札参加者の技術点取得状況を踏まえ、落札動向に着目し、落札率と調査基準価格率の関係を図-5に示す。各タイプ（高度技術提案型を除く）とも平成19年度以降、差は縮小傾向となっており、特に、WTO（標準型）においては、平成22年度の差が2%程度となっている。

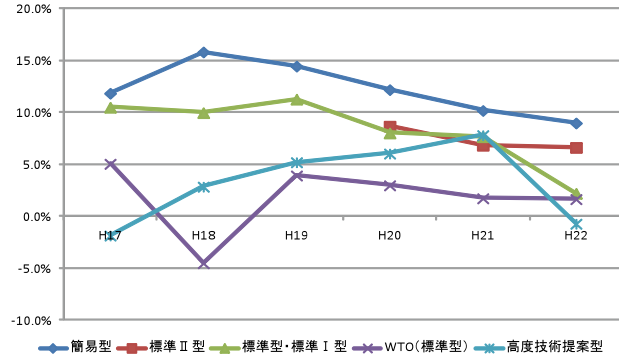


図-5 落札率と調査基準価格率の差

2.2 総合評価落札方式の改善案の概要

(1) 改善検討の着目点

簡易型では、発注件数が多く、有効入札参加者における「簡易な施工計画」の満点者数も多いため、競争参加者・発注者の手間は小さくない。このため、効率的・効果的な手続き方法を検討する必要がある。

WTO（標準型）では、1工事における平均入札者数が多く、技術評価点一位と二位の得点差も小さく、かつ、調査基準価格率に近接した落札率となっている。これらを踏まえ、段階選抜方式の導入や手続きの簡素化、技術提案・評価のあり方について検討する必要がある。

高度技術提案型では、発注者は技術評価点最高得点者の技術提案に基づき予定価格・調査基準価格を設定しているが、入札は参加者各々の提案に基づき行われるため、価格にばらつきが生じ落札率が低くなっている。これらを踏まえ、予定価格の設定方法を含め、技術提案・評価のあり方について検討する必要がある。

(2) 改善案の概要

総合評価落札方式の改善については、建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと、以下の4点を基本方針とする。

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

1) 総合評価落札方式適用の見直し（二極化）(案)

総合評価落札方式適用については、現在の、簡易型、標準型、高度技術提案型を、施工能力を評価す

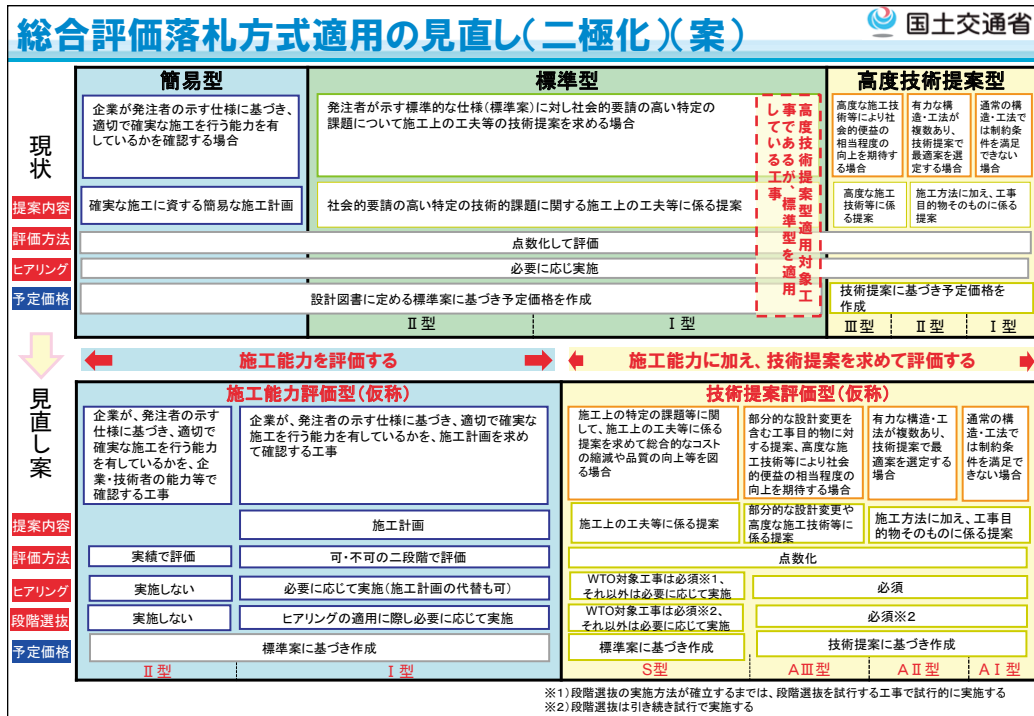
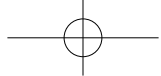


図-6 総合評価落札方式適用の見直し(二極化)

る「施工能力評価型」、および施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」に二極化する(図-6)。

2) 技術評価点の配点方針(案)

技術評価点の加算点の評価項目は、

- ①技術提案
- ②企業の能力等
- ③技術者の能力等

とし、このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じとする。

また、地域精通度・貢献度等については、②企業の能力等の中で評価する。

3) 評価項目と評価基準(例)

技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用することとし、この場合企業・技術者の能力等により、5~10者程度に絞り込み、技術提案の提出を求める。

総合評価では、企業・技術者の能力等の点数に技術提案の点数を加えた点数を加算点とする。

また、ヒアリングを実施する場合、監理能力に対する評価結果に応じた係数を技術者の同種工事の実績の点数に乘じ、技術提案に対する理解度について、

評価結果に応じた係数を技術提案の点数に乘じる。

4) 競争参加資格要件と総合評価評価項目(案)

総合評価における評価項目は、原則、品質確保・品質向上に特化する観点から、品質に関係のない項目は、総合評価では評価しないこととする。

なお、2年に1度の競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件の設定、および総合評価の適切な役割分担について、引き続き検討する予定としている。

5) 高度技術提案型(技術提案評価型A型)

現状の高度技術提案型の課題について、以下の対応を図る。

(i) 適用件数の拡大(案)

- ①対象工事を選定し、技術提案評価型A型の適用可否を検討
- ②部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求めるタイプをAIII型に位置付け、適用対象を拡大
- ③工事内容に応じて、技術提案の改善が必要ないと認められる場合に、技術提案の改善を行わないことで手続きを簡素化

(ii) より技術力を重視した評価方法等(案)

民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ



以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とする。ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合はこの限りではない。

(iii) 予定価格および低入札調査基準価格の設定方法等（案）

- ①競争参加者から提出される見積りに基づき、競争参加者ごとに予定価格・調査基準価格を設定することについて、既存法令との関係を踏まえ、今後の検討課題とする。
- ②施工体制確認の基準価格については、予定価格に見積りを採用された者については従来の低入札価格基準価格を基準価格とし、それ以外の者については、その者の見積りをもとに低入札価格調査基準価格に相当する価格を算定し、基準価格とする。

6) 段階選抜方式の試行

入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観点から、総合評価落札方式における段階選抜方式の試行について引き続き実施し、課題の抽出、改善案の検討などを行う。

3 地方整備局等における改善方式の試行状況

改善案に基づく総合評価落札方式（以下「改善方式」という）の試行に先立ち、地方整備局等（東北地方整備局、近畿地方整備局、沖縄総合事務局を除く）において運用方針が策定（平成24年9月末時点）されており、その概要を紹介する。

(1) 評価項目と配点

施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）における、企業と配置予定技術者の能力等に関する設定状況を見ると、評価項目は全ての地方整備局等で必須項目以外に選択項目の採用が見られる。配点割合では、殆どの地方整備局等は本省案に準じた割合だが、北陸地方整備局では施工計画の数値評価を採用している。

技術提案評価型（S型：非WTO）における、企業と配置予定技術者の能力等に関する設定状況を見ると、評価項目では、北陸・九州地方整備局を除く地方整備局等で選択項目の採用が見られる。配点割合では、殆どの地方整備局等で本省案に準じた割合としている。

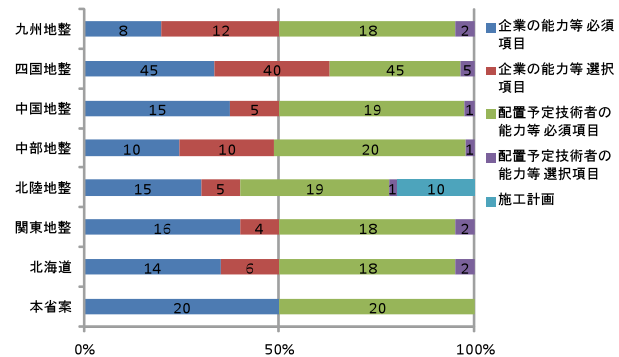


図-7 施工能力評価型の評価項目と配点

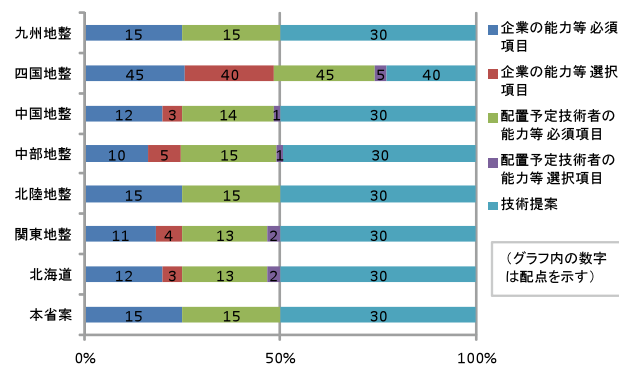


図-8 技術提案評価型（S型：非WTO）の評価項目と配点

(2) 段階選抜方式の試行状況

地方整備局等において、段階選抜方式の試行への積極的な取り組みが見られ、平成24年8月末時点に入札公告済対象工事件数は29件となっている。このうち、関東地方整備局では、「企業の能力等」と「技術者の能力等」のみで（技術提案を求めないで）1段階目の評価を実施するとともに、選抜された者（5者～10者）に対しては技術提案を求めヒアリングを実施する、という本省案に沿った評価手法が試行されている。

4 おわりに

現在、2章で述べた総合評価落札方式の改善（案）および3章で述べた地方整備局等における試行状況を踏まえ、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（案）」の改訂作業等を進めているところである。引き続き平成25年度からの本格導入に向け、準備を進めたい。